

第5期

(平成24年度～平成26年度)

高 齡 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

(素案)

平成23年12月

葉 山 町

目次

【第1部 総論】	- 1 -
第1章 計画策定の趣旨	- 2 -
1 計画の目的	- 3 -
2 計画の位置づけ	- 4 -
（1）高齢者福祉計画・介護保険事業計画の性格	- 4 -
（2）両計画の位置づけ	- 5 -
3 計画期間	- 6 -
4 計画策定にあたって	- 7 -
（1）計画策定のための体制	- 7 -
（2）重点目標	- 7 -
5 計画の推進に向けて	- 8 -
（1）地域生活支援体制の構築	- 8 -
（2）国・県との連携	- 9 -
（3）町内組織との連携	- 9 -
第2章 葉山町における高齢者の現状	- 10 -
1 高齢者数等の推移	- 11 -
（1）高齢者人口等の推移及び推計	- 11 -
（2）要支援・要介護認定者数の推移及び推計	- 12 -
（3）要支援・要介護認定者数の前回計画値との実績値との比較	- 13 -
2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況	- 14 -
（1）介護給付サービスの利用状況	- 14 -
（2）予防給付サービスの利用状況	- 17 -
3 アンケート調査結果のポイント	- 19 -
（1）かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無（高齢一般のみ）	- 19 -
（2）現在の暮らし方	- 19 -
（3）希望する介護形態	- 20 -
（4）介護保険料の負担感	- 20 -
（5）介護保険料とサービスのバランス	- 21 -
（6）現在利用している介護保険サービス	- 22 -
（7）介護保険サービスの満足度	- 23 -
（8）希望する介護予防サービス（高齢一般のみ）	- 24 -
（9）今後利用したい高齢者福祉サービス	- 24 -
第3章 基本理念と基本目標	- 25 -
1 基本理念	- 26 -
2 基本目標	- 26 -
3 第4期計画期間中の実施状況及び第5期の目標	- 29 -
3 施策の体系	- 33 -
【第2部 各論】	- 34 -
第1章 人と人が支え合う地域づくり	- 35 -
1 日常生活圏域の考え方	- 36 -
2 地域包括ケアの考え方	- 37 -
（1）介護予防ケアマネジメント事業	- 37 -
（2）総合相談支援事業・権利擁護事業	- 38 -
（3）包括的・継続的マネジメント事業	- 39 -
3 認知症ケアの推進	- 40 -
（1）認知症予防事業の実施	- 40 -
（2）地域における支援体制の整備	- 40 -
（3）専門的観点からの適切な評価による継続的なサービス提供	- 40 -
（4）認知症高齢者への支援	- 41 -
4 ひとり暮らし高齢者等への支援体制	- 42 -
（1）一人暮らしの高齢者への支援の強化	- 42 -

第2章：生きがいを持って生活できる仕組みづくり	- 43 -
1 生きがい対策の充実	- 44 -
2 就業の支援	- 48 -
3 社会参加の促進	- 48 -
第3章：日頃からの介護予防や健康づくり	- 49 -
1 生活習慣の改善による健康維持	- 50 -
(1) 一次予防事業	- 50 -
(2) 二次予防事業	- 51 -
第4章：住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制づくり	- 54 -
1 高齢者福祉事業の推進	- 55 -
(1) 在宅生活の支援	- 55 -
(2) 見守り支援	- 56 -
(3) 福祉施設の整備	- 57 -
2 高齢者の安心を確保するための仕組みの構築	- 58 -
(1) 要介護高齢者の把握	- 58 -
(2) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進	- 58 -
(3) 介護給付等費用適正化事業	- 58 -
(4) 高齢者虐待防止への取り組み	- 59 -
(5) 災害時における対策	- 59 -
第5章：高齢者の尊厳が守られる適切な介護の体制づくり	- 60 -
1 予防給付サービスの推進	- 61 -
(1) 介護予防サービス	- 61 -
(2) その他サービス	- 65 -
2 介護給付サービスの推進	- 66 -
(1) 居宅サービス	- 66 -
(2) 施設サービス	- 72 -
(3) その他サービス	- 74 -
3 地域密着型サービスの推進	- 75 -
4 その他サービスの推進	- 77 -
【第3部 介護保険事業の適正な運用について】	- 79 -
第1章 介護保険サービス事業の見込	- 80 -
1 被保険者数等の今後の見込み	- 81 -
2 介護サービスの利用見込量の推計	- 81 -
3 介護保険事業にかかる総費用の見込み	- 81 -
第2章 葉山町の介護保険料	- 82 -
1 保険料段階の設定	- 83 -
2 保険料の設定	- 83 -
第3章 介護保険事業の適正な運営	- 84 -
1 サービスの質の向上	- 85 -
(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み	- 85 -
(2) 施設の個室・ユニット化の推進	- 85 -
(3) 苦情相談等への対応	- 85 -
(4) 適切な契約締結への取り組み	- 85 -
(5) 施設サービスの整備方針について	- 86 -
(6) 居住系サービスの整備方針について	- 87 -
2 サービスの適切な利用の促進	- 89 -
(1) 事業者間の連携	- 89 -
(2) 介護給付等の適正化	- 89 -
3 利用者への情報提供	- 89 -
(1) 情報提供・公開	- 89 -
(2) 制度の普及啓発	- 89 -
4 低所得者への配慮	- 90 -
(1) 保険料の減免	- 90 -

(2) 特定入所者介護サービス費の支給.....	- 90 -
(3) 社会福祉法人等による減額の運用.....	- 90 -
(4) 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減の延長等.....	- 90 -
(5) 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置.....	- 90 -
(6) 高額介護サービス費の支給.....	- 90 -
(7) 高額医療・高額介護合算制度の開始.....	- 90 -
5 事業評価の仕組み.....	- 91 -
(1) 介護保険事業.....	- 91 -
(2) 介護予防事業.....	- 91 -

【第1部 総論】

第1章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

わが国の高齢化率は、総務省のデータによれば平成 23 年 10 月 1 日現在で 23.4%となっており、高齢化率 23%を超える超高齢社会に突入しています。

葉山町では、総人口が緩やかな増加傾向を示しているのと合わせ 65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は平成 23 年 10 月 1 日現在で 27.0%に達し、今後も上昇し続けることが見込まれます。

高齢化が急速に進行する中で、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設されたことにより、介護サービスの提供基盤が急速に整備されるとともに、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度はわが国の高齢期を支える制度として定着してきました。

そうした中、今後平成 27 年にはいわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、介護保険制度を維持しつつ要介護状態になる前の高齢者に対し介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、要介護高齢者の多くは認知症であり、その数は今後も更に増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に応じたケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっているところです。

このような状況において、本町では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、平成 26 年度までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第 5 期(平成 24 年度～平成 26 年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

平成 24 年度からの新たな計画として本計画を策定するにあたっては、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する基本的考え方や目指すべき取り組みを、総合的かつ体系的に整理し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することを目指しました。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の性格

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の根拠法の一つであった老人保健法が平成 19 年度で廃止され、老人保健事業として実施していた事業が、健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業へ移行されたことを踏まえ、第 4 期計画から保健計画部分を分離して、高齢者福祉計画・介護保険事業計画として計画を策定しています。

なお、訪問指導やがん検診、特定健康診査等の保健事業については、葉山町特定健康診査等実施計画の中で位置づけを行っています。

高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画とは、老人福祉法第 20 条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成する必要があります。

介護保険事業計画とは

介護保険事業計画とは、介護保険法第 117 条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定めるものです。介護保険事業計画においては、次にあげる事項を定めることとされています。

日常生活圏域ごとの各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策

各年度における地域支援事業に要する費用額、量の見込み、見込量確保のための方策

介護サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

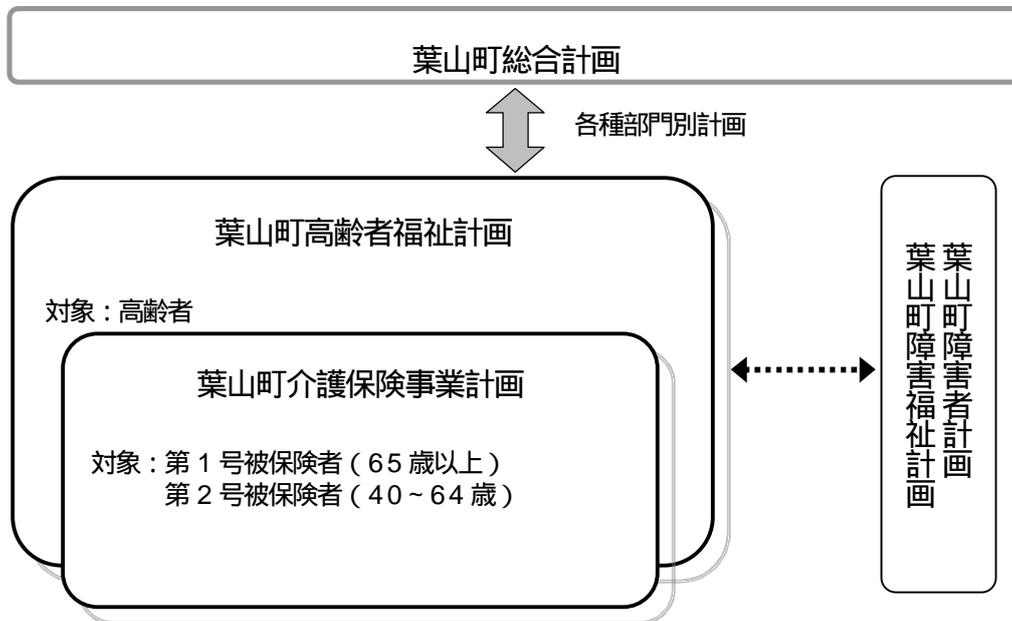
介護予防サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

その他介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と定める事項

(2) 両計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画を包含した一体的な計画とします。

また、「葉山町総合計画」における保健福祉分野の方針である「安全で安心して暮らせるまち」を目指すことにより、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図ります。

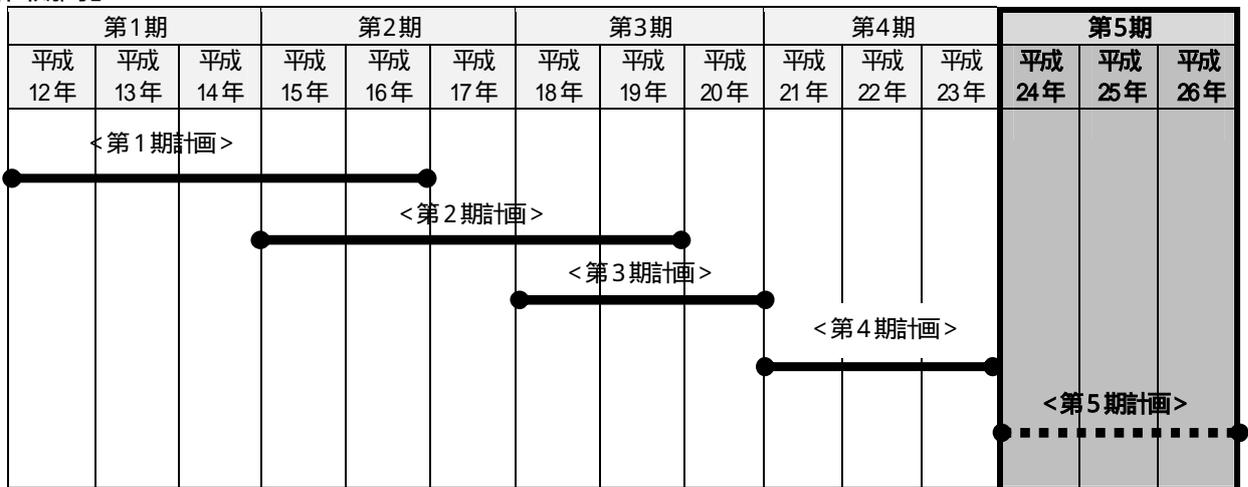


3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3か年の計画とします。

今後、介護需要の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を常に行いながら、平成 26 年度中に再度見直しを行うこととします。

【計画期間】



4 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

住民参加による計画策定

計画策定に当たっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)で、計画案を検討しました。

高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、各種アンケートを実施しました。

(2) 重点目標

第5期計画では地域包括ケアの実現を目指すため、次の4点を新たな重点施策として基本目標に盛り込みました。

「地域包括ケア」とは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方です。

認知症高齢者への支援

【第2部 第1章】

徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、介護を行う家族への支援に努め、認知症高齢者が地域で出来る限り自立した生活を送れるよう支援体制を整えます。

医療との連携

【第2部 第3章】

短時間リハビリを含むリハビリ施設の誘致に取り組むとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携に努めます。

災害時における対策の強化

【第2部 第4章】

災害時要援護者リストを活用し、災害時における高齢者支援対策に努めます。

高齢者虐待防止への取り組み

【第2部 第4章】

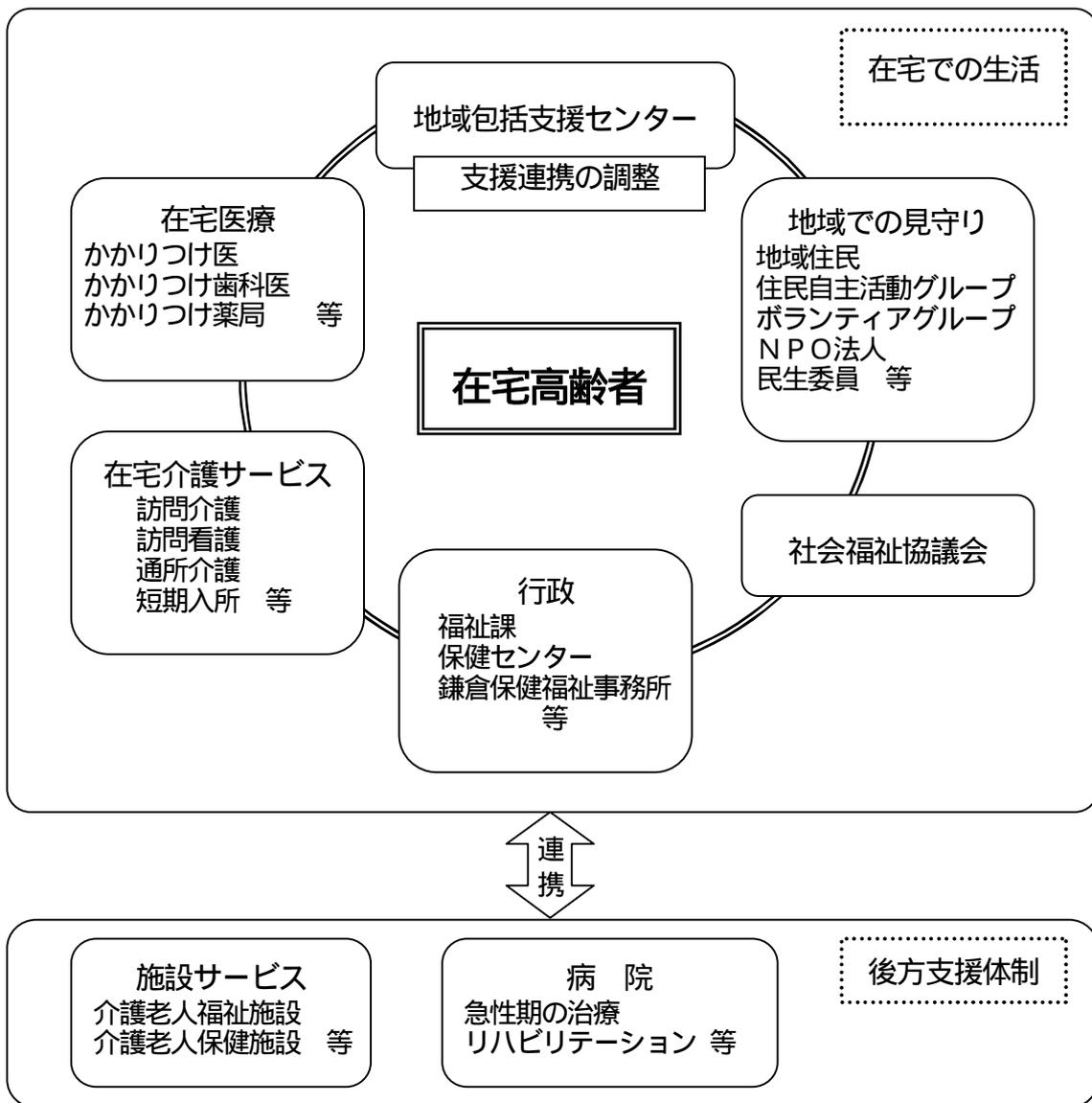
家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待防止に努めます。

5 計画の推進に向けて

(1) 地域生活支援体制の構築

地域包括支援センターの3機能(介護予防マネジメント機能、総合相談支援機能、包括的・継続的マネジメント機能)を核として、医療・介護・見守りなどのサービスを提供する関係機関・団体が連携することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じ、必要な医療・介護等のサービスが適切に提供される仕組みが確保されていることが大切です。

地域包括支援センターを中心に、保健福祉、介護、医療機関等のネットワークとしての地域包括ケアシステムを構築して、高齢者の状態に見合った、各種ケアの提供や、相談援助などを包括的に行うことができる体制の実現に努めます。



(2) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

制度全般の運営

施設整備等のサービス基盤整備

サービス提供事業者の指導

介護保険事業所情報の提供

その他

(3) 町内組織との連携

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、民間と密接に連携しながら「ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山」を推進していきます。

そのためにも、地域包括支援センターを中心に地域住民、民生委員等と地域での見守りを行い、病状、病歴、健康状態を把握できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推奨するとともに、必要に応じ社会福祉協議会や在宅介護サービス事業者と連携を図るなど、在宅介護を充実させていきます。

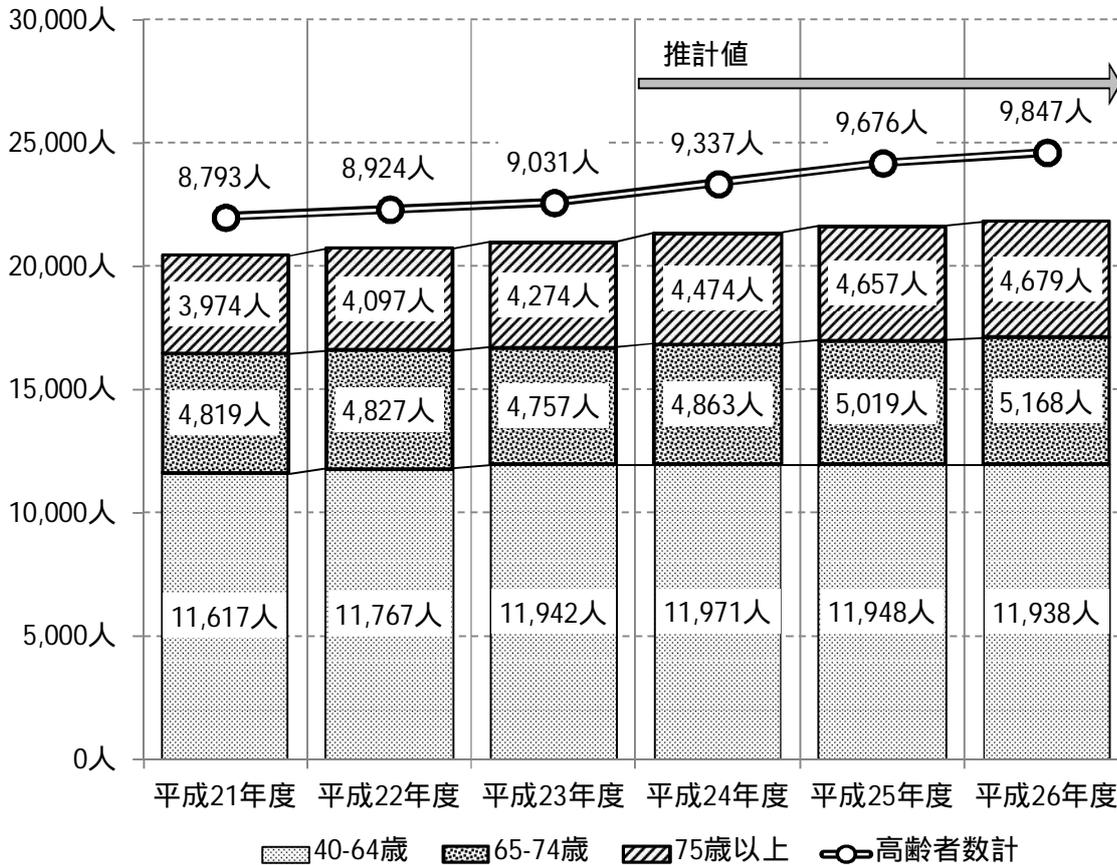
また、重度の要介護者に対しては、施設サービスや病院を利用できるよう支援を行っていきます。

第2章

葉山町における高齢者の現状

1 高齢者数等の推移

(1) 高齢者人口等の推移及び推計



住民基本台帳 各年 10月1日(平成23年のみ7月1日データで代替)

人口推計はコーホート変化率法により、男女1歳階級別に推計しています。

推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

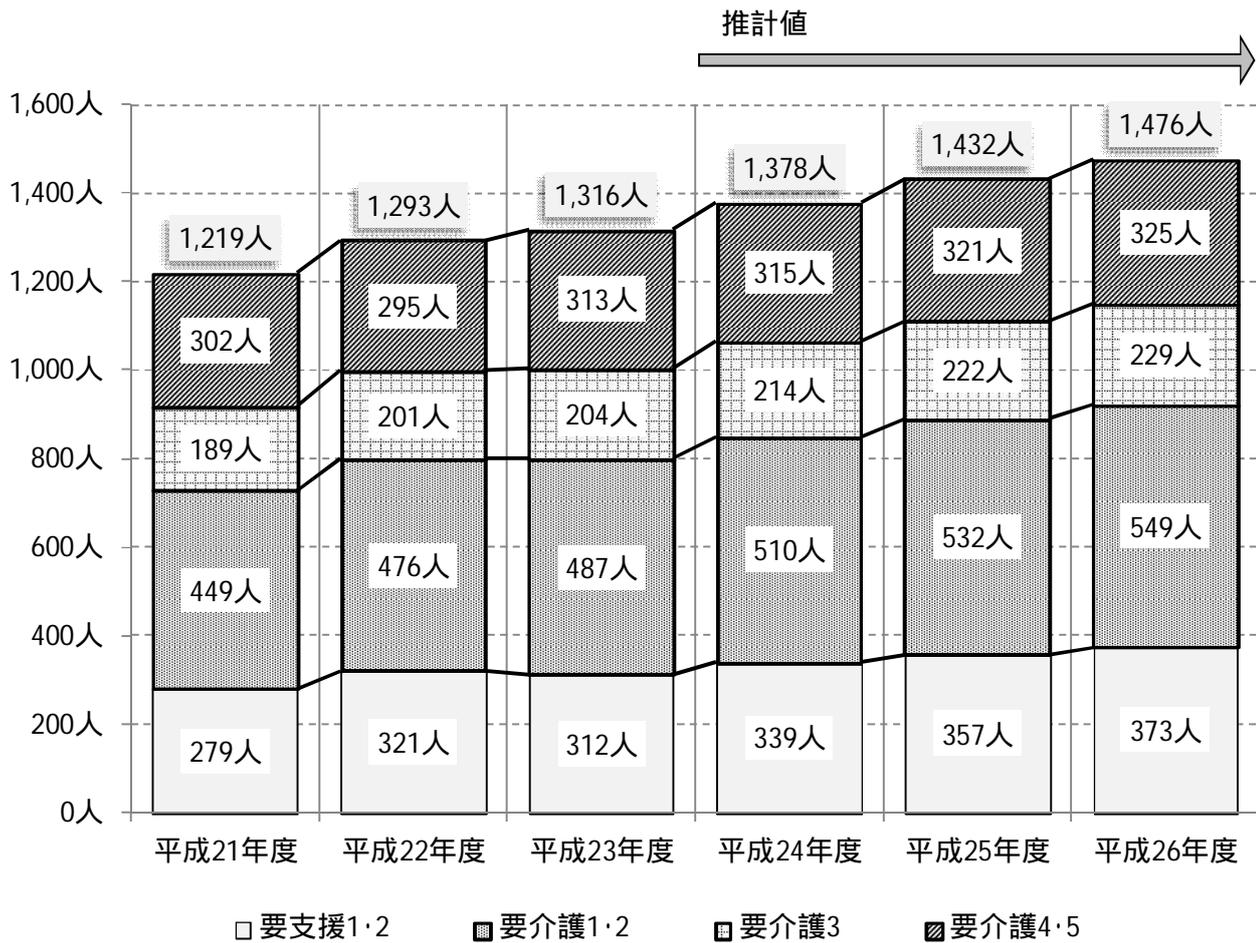
高齢者数の推移をみると、平成21年度から平成23年度にかけて増加傾向にあるため、平成24年度以降も高齢者数は増加するものと推計されます。

平成23年度の高齢者数9,031人に対して、本計画の最終年度である平成26年度には、9,847人と約800人の増加が見込まれます。

「65-74歳」の前期高齢者と「75歳以上」の後期高齢者の伸び率はほぼ同水準で、ともに平成26年度には平成23年度に対して400人程度増加となっています。

一方、介護保険制度を支える「40-64歳」の第2号被保険者については、平成26年度にかけて、若干ながら減少していくものと推計されます。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計



平成 21・22 年は年報、平成 23 年は月報(7 月分)のデータを使用

平成 21～23 年の 40 歳以上人口に占める認定者の割合の平均値を算出し、平成 24 年以降、40 歳以上人口に占める割合は一定と仮定して、推計人口に乗じることで認定者数の推計を行っています。

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 40 歳以上人口が増加傾向にあります。

要支援・要介護認定者数の推計値は、40 歳以上人口に占める認定者の割合に基づいて推計しているため、平成 24 年度以降も認定者数は増加するものと推計されます。

「要支援1・2」、「要介護1・2」はそれぞれ平成 23 年度に対して、平成 26 年度には 60 人程度の増加が見込まれます。

(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値との実績値との比較

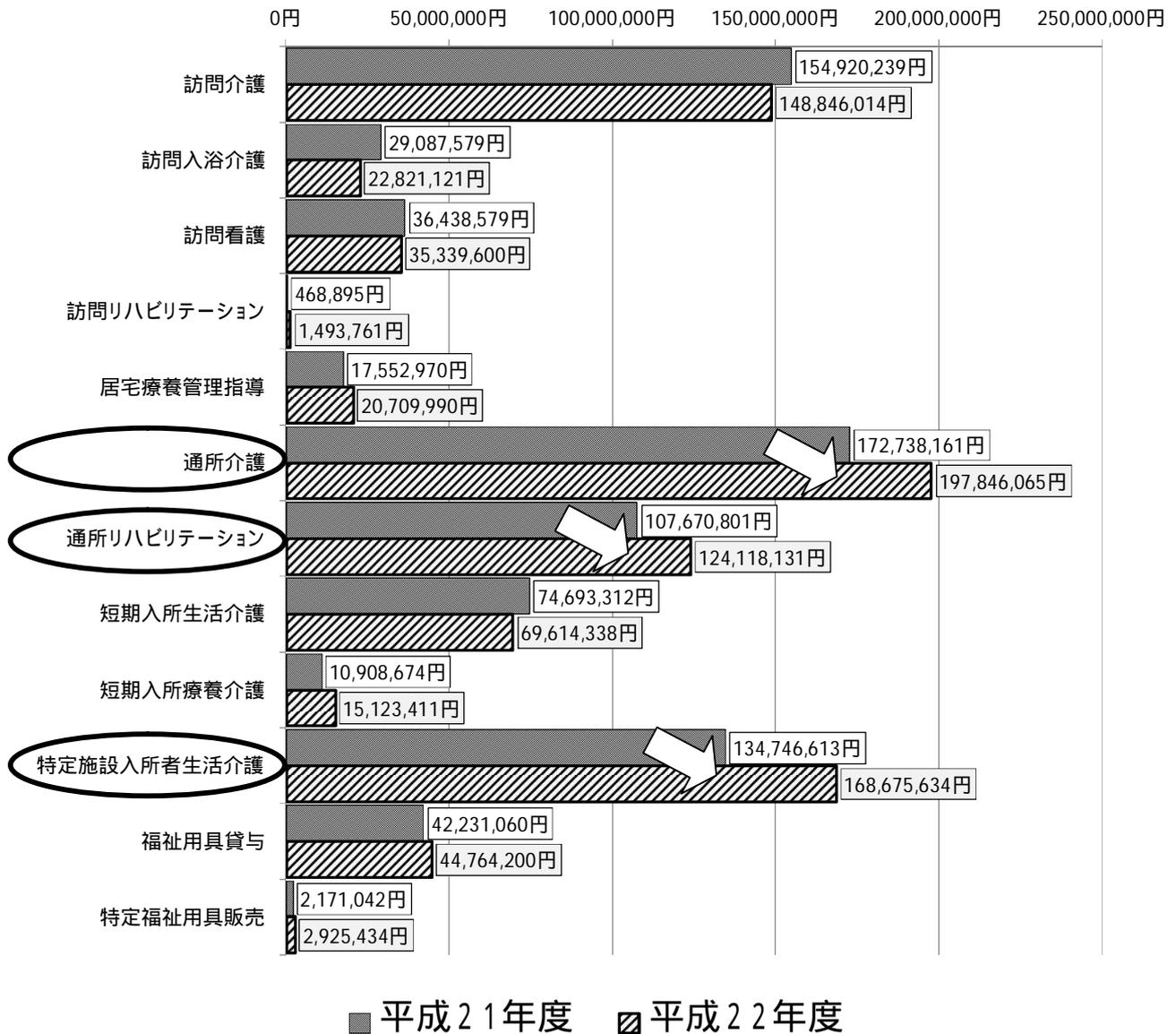
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
要支援・要介護等認定者計		実績	1,219人	1,293人	1,316人
		計画	1,235人	1,291人	1,353人
		計画との差 (実績 - 計画)	-16人	2人	-37人
介護度別	要支援 1	実績	171人	185人	187人
		計画	175人	178人	183人
		計画との差 (実績 - 計画)	-4人	7人	4人
	要支援 2	実績	108人	136人	125人
		計画	88人	91人	93人
		計画との差 (実績 - 計画)	20人	45人	32人
	要介護 1	実績	246人	261人	276人
		計画	245人	251人	256人
		計画との差 (実績 - 計画)	1人	10人	20人
	要介護 2	実績	203人	215人	211人
		計画	225人	238人	256人
		計画との差 (実績 - 計画)	-22人	-23人	-45人
	要介護 3	実績	189人	201人	204人
		計画	195人	207人	219人
		計画との差 (実績 - 計画)	-6人	-6人	-15人
	要介護 4	実績	157人	142人	156人
		計画	156人	166人	176人
		計画との差 (実績 - 計画)	1人	-24人	-20人
	要介護 5	実績	145人	153人	157人
		計画	151人	160人	170人
		計画との差 (実績 - 計画)	-6人	-7人	-13人

平成 21 年～23 年度の認定者数について、第4期計画における計画値との差異を検証すると、要支援者(とくに要支援 2)及び要介護 1 の者については計画の想定以上に認定者が出現し、要介護 2 以上の者については計画の想定よりも認定者が少なくなっている傾向が伺えます。

2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付サービスの利用状況

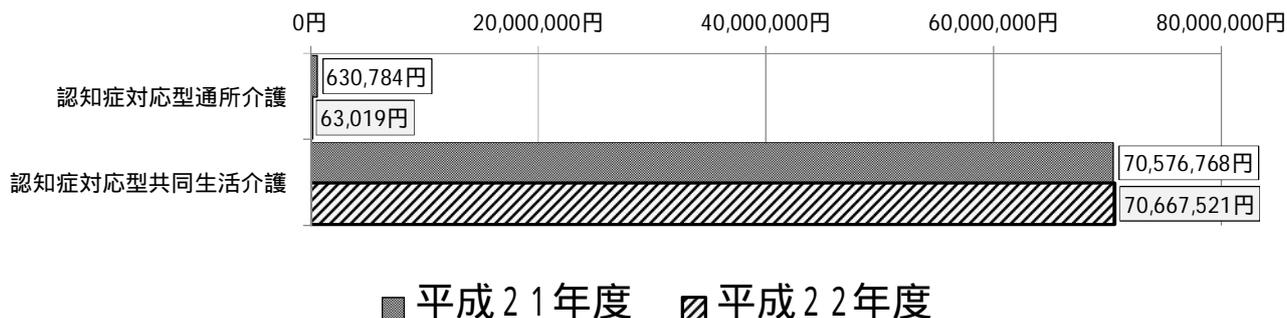
1) 居宅サービス



介護給付サービスのうち、居宅サービスについて給付費の推移をみると、多くのサービスは平成21～22年度にかけて大きな変化はありませんでしたが、通所介護と通所リハビリテーションの通所系サービスと特定施設入所者生活介護では給付費が大きく増大しています。

通所系のサービスを中心に利用が増大しています。

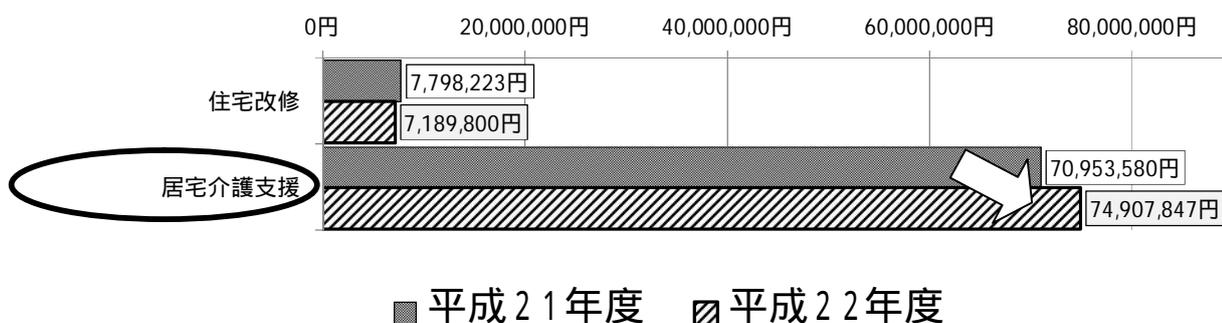
2) 地域密着型サービス



介護給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移をみると、いずれのサービスも大きな増減は見られませんでした。

地域密着型サービスについては、利用に大きな変化は見られません。

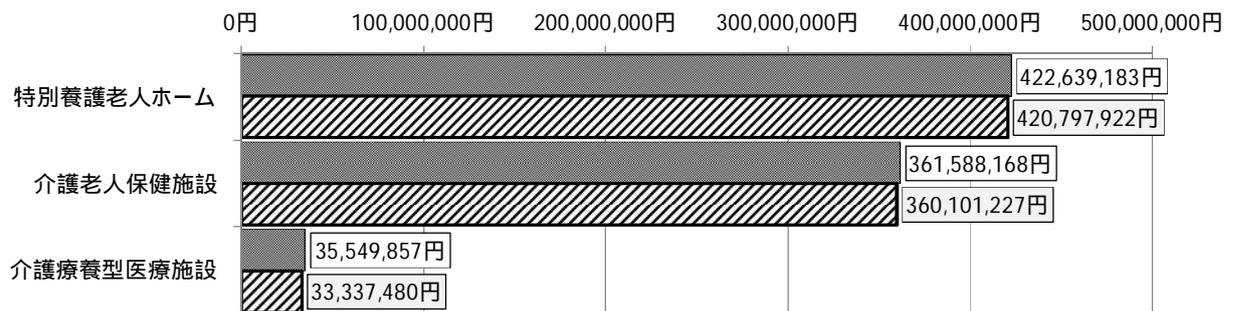
3) その他サービス



介護給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移をみると、居宅介護支援は平成21～22年度にかけてやや利用が増大しています。

居宅介護支援の利用が増大しています。

4) 施設サービス



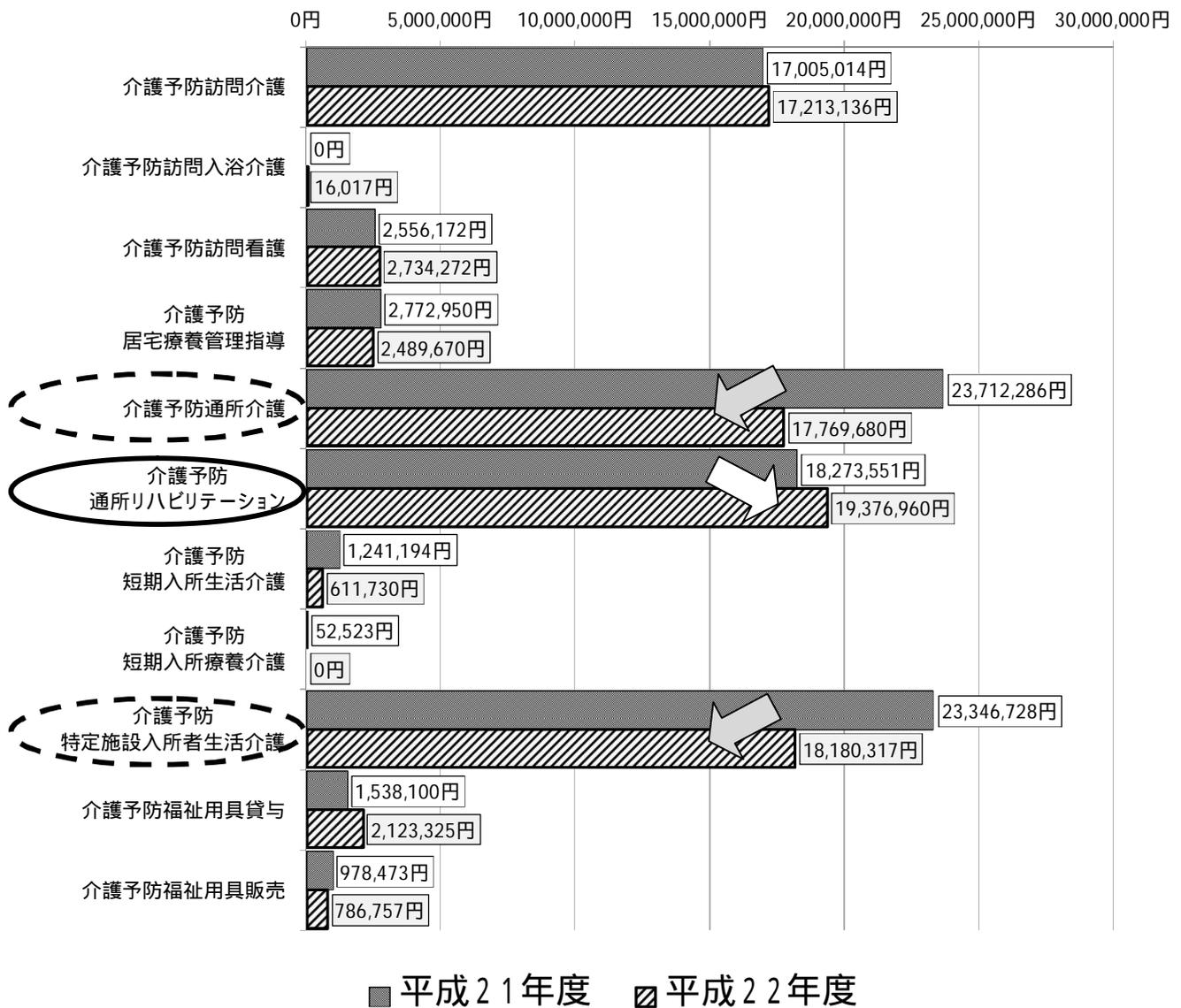
■ 平成21年度 ▨ 平成22年度

介護給付サービスのうち、施設サービスについて給付費の推移をみると、いずれのサービスも平成21～22年度にかけて利用に大きな変化は見られませんでした。

介護給付の施設サービスについては利用状況に大きな変化は見られません。

(2) 予防給付サービスの利用状況

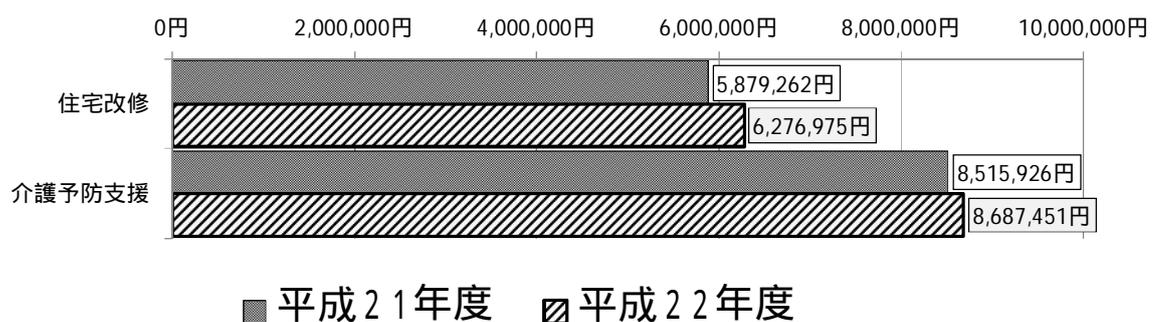
1) 介護予防サービス



予防給付サービスのうち、介護予防サービスについて給付費の推移をみると、介護予防通所介護及び介護予防特定施設入所者生活介護については平成21～22年度にかけて利用が減少しているものの、介護予防通所リハビリテーションについては利用が増大しています。

介護予防通所介護及び介護予防特定施設入所者生活介護については利用が減少しているものの、介護予防通所リハビリテーションの利用が増加しています。

2) その他サービス

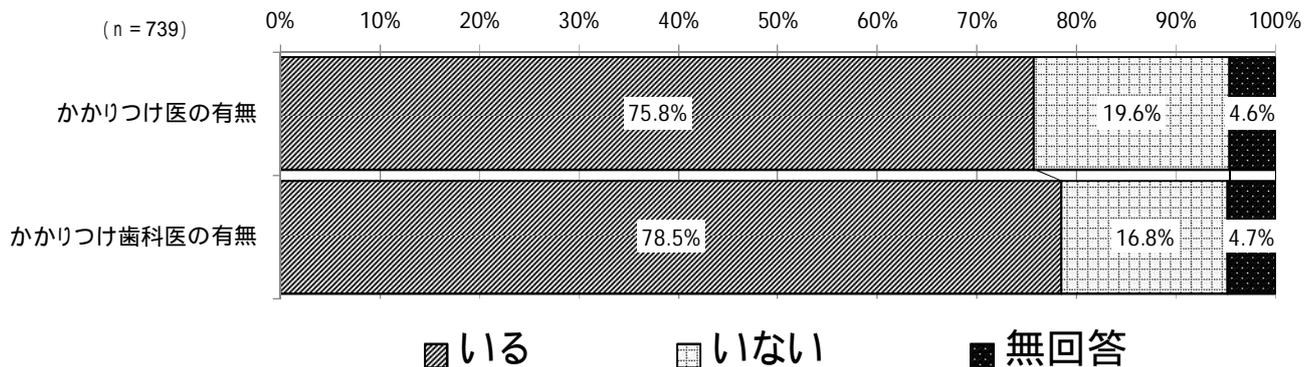


予防給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移をみると、介護予防支援の利用は増えているもののほぼ横ばいで推移しています。

介護予防支援の利用はほぼ横ばいで推移しています。

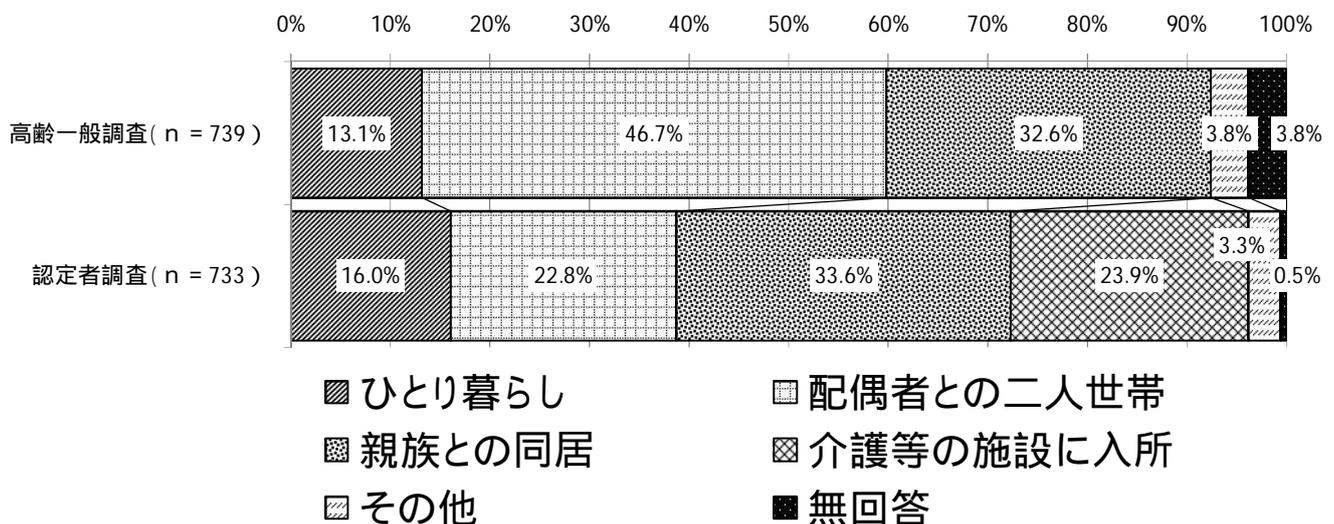
3 アンケート調査結果のポイント

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無（高齢一般のみ）



かかりつけ医・かかりつけ歯科医ともに 75%以上が「いる」としており、定期的に医師または歯科医による診察を受けていると考えられます。

(2) 現在の暮らし方

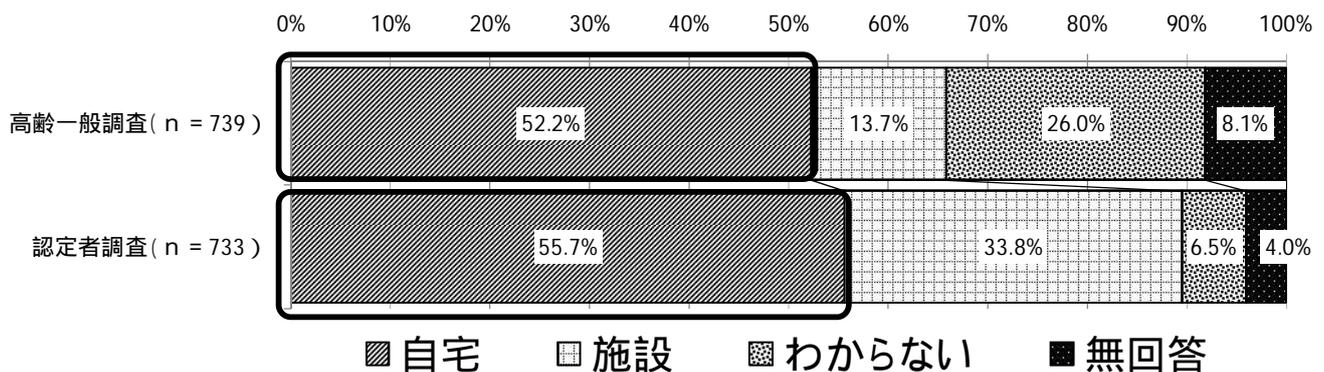


現在の家族構成をみると、高齢一般では 13.1%が「ひとり暮らし」で、46.7%が「配偶者との二世帯」となっています。認定者では 16.0%が「ひとり暮らし」で、高齢一般に比べ「配偶者との二世帯」の占める割合が低くなった分、「介護等の施設に入所」が 23.9%となっています。

配偶者との二世帯以外の家族構成は高齢一般と認定者で大きな差は見られないことから、配偶者と二人暮らしをしている場合、健康状態が悪化し、介護等が必要になると、施設系のサービスを利用する可能性が高くなると考えられます。

配偶者との二世帯は健康状態が悪化し、介護が必要になった場合、介護等の施設を利用する可能性が高いと思われます。

(3) 希望する介護形態

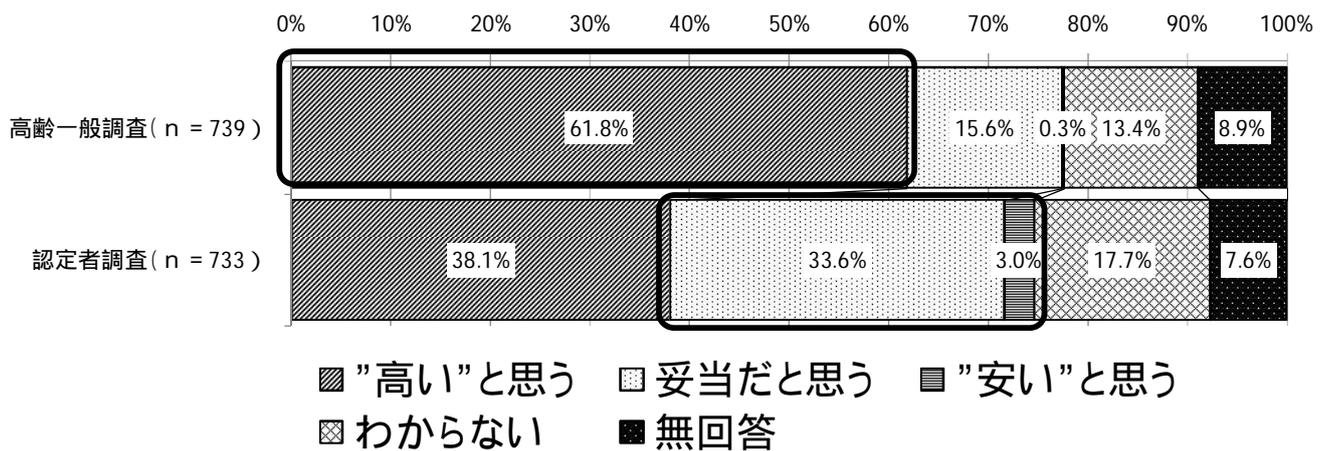


今後介護を受けたい場所についてみると、高齢一般(52.2%)、認定者(55.7%)ともに「自宅」を希望する回答が多く、在宅介護のニーズが高くなっています。

一方、認定者では高齢一般に比べ「施設」を希望する回答も 33.8%と高く、実際に要支援・要介護認定を受けると施設サービスの利用を検討する人の割合が高くなるものと思われます。

要支援・要介護認定の有無にかかわらず、在宅介護への希望が高くなっています。

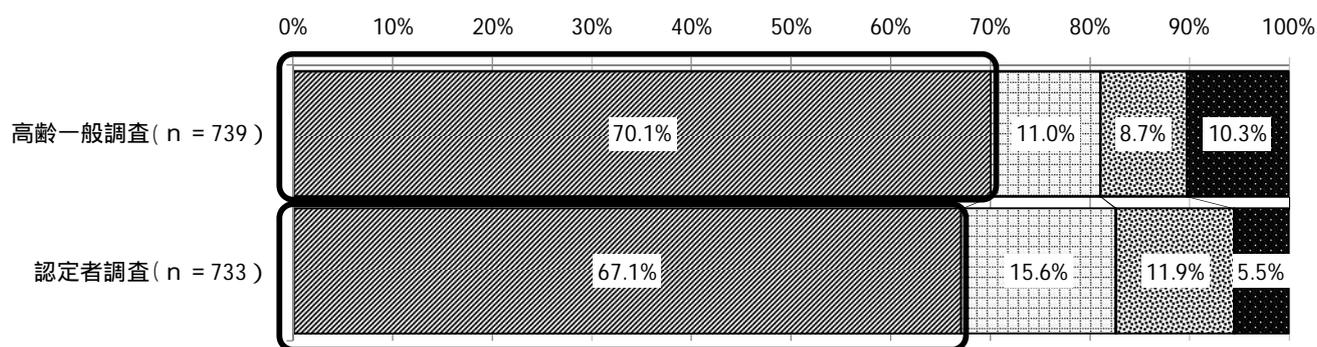
(4) 介護保険料の負担感



介護保険料の負担感についてみると、高齢一般では「高いと思う」(「高いと思う」、「やや高いと思う」)という回答が 61.8%と多くなっていますが、認定者では「妥当だと思う」が 33.6%、「安いと思う」(「安いと思う」、「やや安いと思う」)という回答が 3.0%と、高齢一般に比べ介護保険料に対して妥当と判断する回答が多くなっています。

実際に介護保険サービスを利用する認定者では、介護保険サービスを利用していない高齢一般に比べ、介護保険料を妥当と評価する人が多く、サービスの利用に対する費用対効果という面では肯定的に捉えられています。

(5) 介護保険料とサービスのバランス



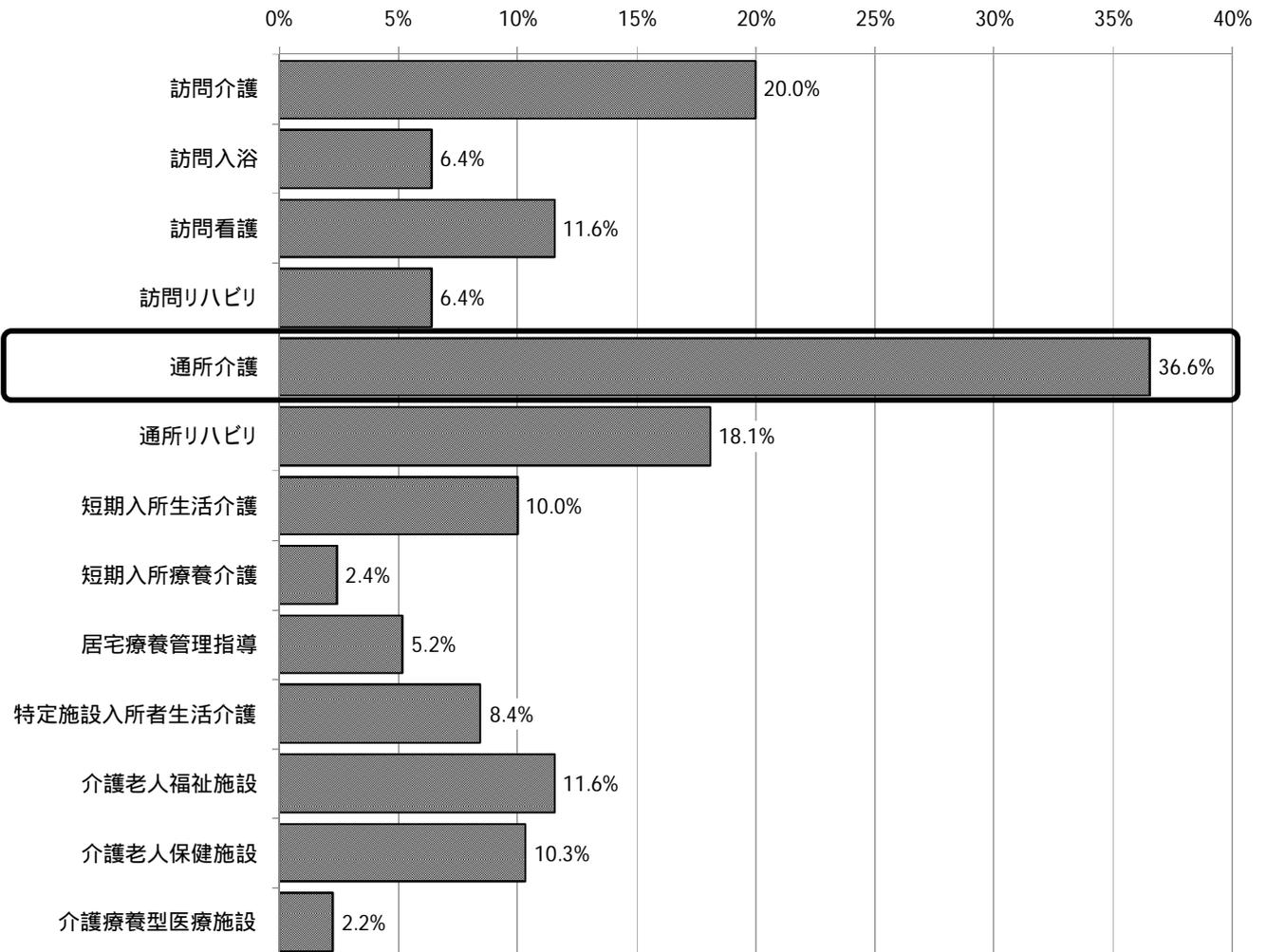
- 保険料は上げるべきではない
- ▨ サービス提供のための保険料上昇はやむを得ない
- ▩ わからない
- 無回答

高齢者の保険料負担と介護保険サービスの充実とのバランスについて聞いたところ、高齢一般、認定者ともに、「保険料を上げるべきではない」という回答が7割前後と多数を占めています。

介護保険サービスの充実を図るために高齢者の保険料負担を増大させることに対しては高齢一般、認定者ともに否定的に捉えています。

(6) 現在利用している介護保険サービス

介護保険サービス利用者限定



■ 認定者調査 (n = 580)

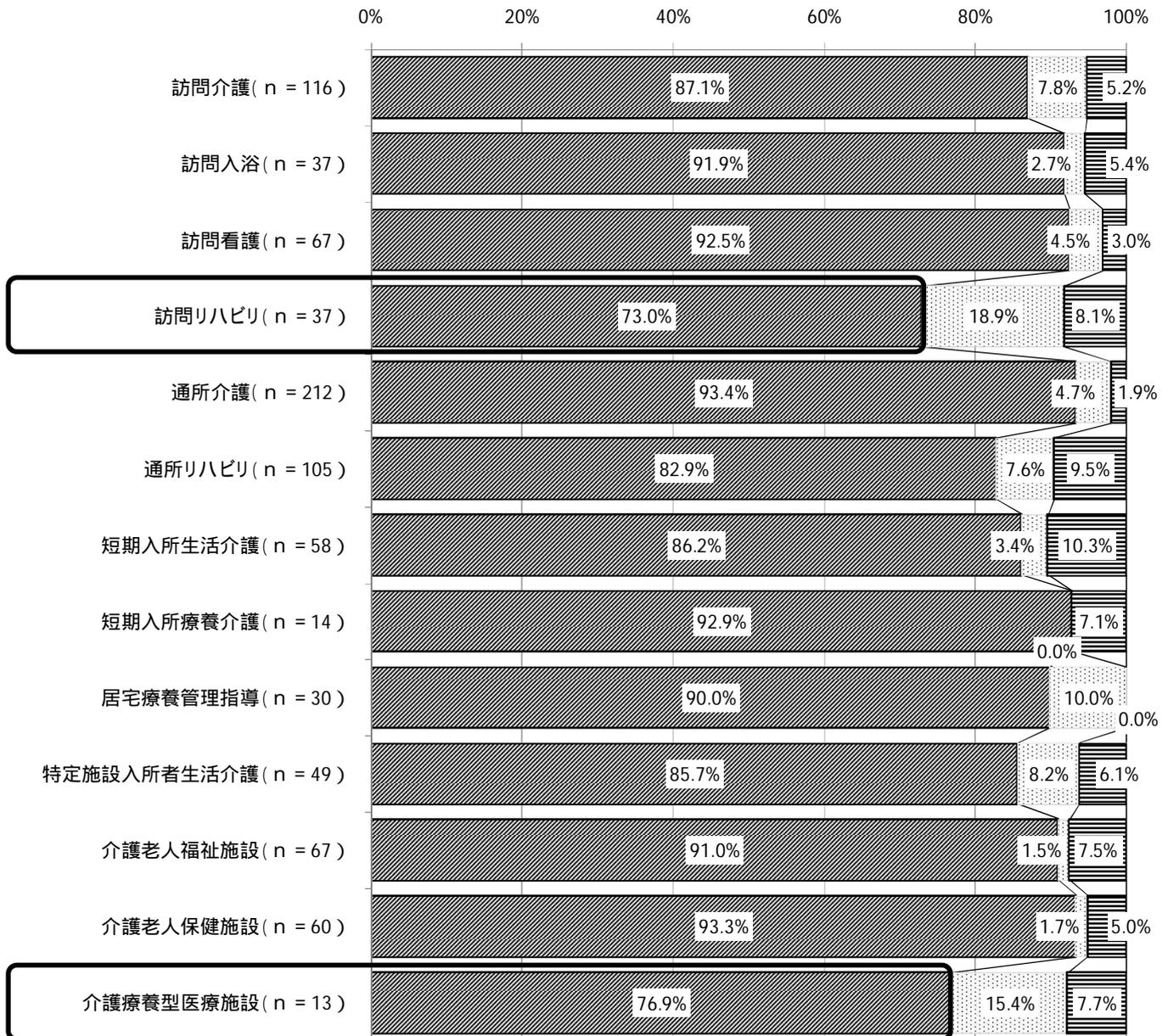
現在介護保険サービスを利用しているサービス利用者に対して、利用している介護保険サービスについて聞いたところ、「通所介護」が36.6%と他のサービスに比べ利用が多くなっています。

ついで「訪問介護」が20.0%、「通所リハビリ」が18.1%となっています。

介護保険サービス利用者の中では通所介護の利用が多くなっています。

(7) 介護保険サービスの満足度

各介護保険サービス利用者に限定



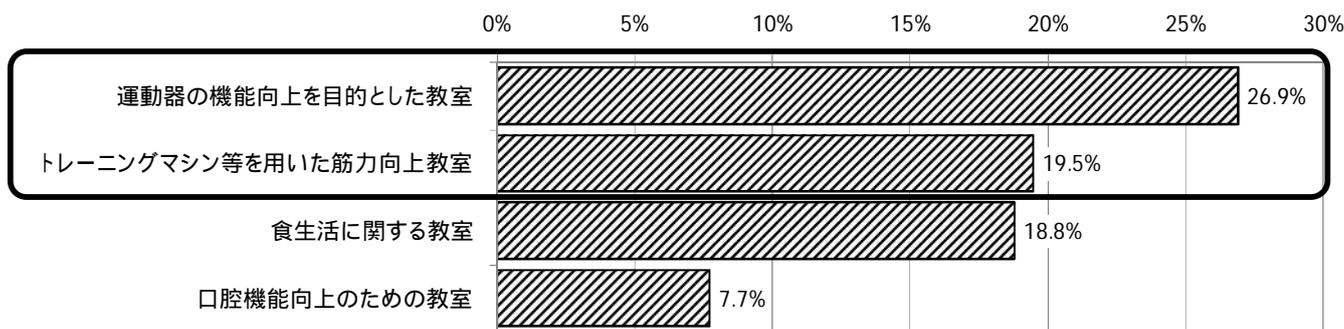
■ "満足" □ "どちらともいえない" ▨ "不満"

利用している介護保険サービスごとに満足度について聞くと、いずれのサービス利用者も“満足”（「満足している」、「ある程度満足している」）という回答が多くなっています。

“満足”という回答が他のサービスに比べるとやや少ないものは、【訪問リハビリ】（73.0%）と【介護療養型医療施設】（76.9%）となりますが、それでも満足度は7割を超えています。

介護保険サービス利用者の利用しているサービスに対する満足度は高くなっています。

(8) 希望する介護予防サービス (高齢一般のみ)

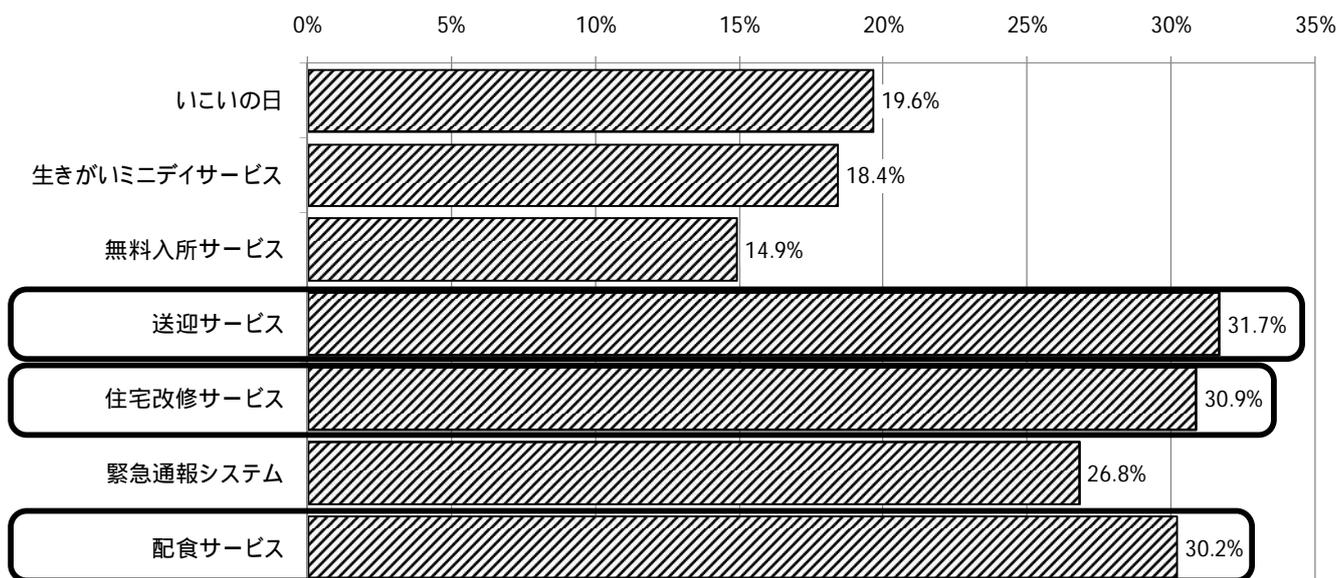


☑ 高齢一般調査 (n = 739)

高齢一般調査において、介護予防のために受けてみたいサービスについて聞いたところ、「運動器の機能向上を目的とした教室」が 26.9% で最も多く、ついで「トレーニングマシン等を用いた筋力向上教室」が 19.5% と、体力づくりにつながるサービスに対する回答が多くなっています。

運動器の機能向上や筋力向上など、体力づくりに関わるサービスに対するニーズが高くなっています。

(9) 今後利用したい高齢者福祉サービス



☑ 高齢一般調査 (n = 739)

今後利用したい (現在利用中も含む) 高齢者福祉サービスについて聞いたところ、「送迎サービス」(31.7%)、「住宅改修サービス」(30.9%)、「配食サービス」(30.2%) などへの回答がいずれも 3 割以上を占めています

高齢者福祉サービスとしては、送迎、住宅改修、配食のニーズが高くなっています。

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

葉山町ではこれまですべての高齢者が生きがいをもって安心してらせるまちをつくるために、「ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山」を基本理念として施策を展開してきました。本計画期間においてもこの理念を継承していきます。

ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山

2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るものとします。

基本目標1：人と人との支えあう地域をつくる

基本目標2：生きがいを持って日常生活を送る

基本目標3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

基本目標4：高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

基本目標5：介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

基本目標 1：人と人々が支えあう地域をつくる

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などの問題に対応するため、ボランティア活動や住民の見守り、支えあいなど様々な地域の資源をつなぐ人的ネットワークづくりや、徘徊高齢者SOSネットワークの充実、介護を行う家族への支援などを通して高齢者や高齢者を支える家族を孤立させずに地域社会全体で支える人と人々が支えあう地域づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点目標【認知症高齢者への支援】

徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、介護を行う家族への支援に努め、認知症高齢者が地域で出来る限り自立した生活を送れるよう支援体制を整えます。

基本目標 2：生きがいを持って日常生活を送る

高齢者が家庭、地域、社会で、様々な生きがいを持って日常生活を送り、健康で活力のある「いきいきとした高齢者像」を地域全体で構築していくため、高齢者の自発性に応じた活動を支援します。

基本目標 3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に展開し、高齢者が健康を保ったまま充実した生活を過ごし、また加齢や病気等で心身機能が低下することがあっても、できるだけ要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携や短時間のリハビリを含むリハビリ施設の誘致など、健康づくり施策や介護予防施策を推進します。

重点目標【医療との連携】

短時間リハビリを含むリハビリ施設の誘致に取り組むとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携に努めます。

基本目標 4 : 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

高齢者が生活上の何らかの支援が必要となっても、生活支援サービスや見守りサービスを実施し、また災害時における支援づくりを行うことで、住み慣れた地域で高齢者やその家族が、安全・安心して暮らせるための支援体制を保健・医療・福祉の連携のもとで構築していきます。

また、家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し高齢者虐待の防止及び早期発見に努めるなど、高齢者を守るための権利擁護の取り組みを進めます。

重点目標【災害時における対策強化】

町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し、災害時における高齢者支援対策に努めます。

重点目標【高齢者虐待防止への取り組み】

家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待防止に努めます。

基本目標 5 : 介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

要支援・要介護の認定を受けている人の増加に伴い、介護サービスの必要量も増大されます。介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実に努めます。

3 第4期計画期間中の実施状況及び第5期の目標

基本目標1：人と人が支えあう地域をつくる

【第4期の実施状況】

地域包括支援センターを中心として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続するため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を推進するとともに、介護用品支給事業、SOSネットワーク連絡会、配食サービス等、認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者への支援を行ってきました。

【第5期の目標】

地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

今後ますます認知症高齢者が増加すると予想される超高齢社会に対応するためには、認知症高齢者への更なる支援体制が必要であり、警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連携しSOSネットワークの充実を図るとともに、介護者への支援として「家族介護者の集い」や「家庭介護教室」の開催を実施します。

また、認知症予防につながる一次予防事業(P.50)、二次予防事業(P.51)を推進するとともに、緊急通報システムや配食サービスといった認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者への支援を行います。

「一次予防事業」とは、主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みをいいます。

「二次予防事業」とは、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象として要介護状態等となることを予防するための取り組みをいいます。

基本目標2：生きがいを持って日常生活を送る

【第4期の実施状況】

高齢者が家庭、地域、社会で、様々な生きがいを持って日常生活を送れるよう、老人クラブへの活動支援及び介護予防と住民の交流を深めるための「ねんりんふれあいの集い事業」等を実施しました。

また、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労の場を提供しました。

【第5期の目標】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためには、日頃から生きがいを持って日常生活を送ることが重要であり、引き続き老人クラブへの活動支援や介護予防事業、「ねんりんふれあいの集い事業」等高齢者支援施策を図ります。

また、引き続き、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労の場を提供します。

基本目標3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

【第4期の実施状況】

高齢者を対象に調査を行い、介護予防の必要な特定高齢者(二次予防事業対象者)に「高齢者機能訓練教室(高齢者元気はつらつ教室)」等を実施したり、元気な一般高齢者(一次予防事業対象者)に対して「生きがいと健康づくり推進事業」、「生きがいミニデイサービス事業」を実施することにより日頃からの介護予防や健康づくりに取り組みました。

また、東日本大震災を契機として、日常服用している薬の管理の重要性が再認識されたため、平成23年度より逗子市と協同し、医療薬局で家庭常備薬リストの作成及び健康手帳、お薬手帳の普及啓発に努めました。

【第5期の目標】

日ごろからの介護予防や健康づくりに取り組むため、引き続き一次予防事業、二次予防事業を実施するとともに、町民からの要望が高い短時間のリハビリを含むリハビリ施設の誘致が喫緊の課題となっており、その誘致に取り組むこととします。

また、介護予防には、日頃からかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことが重要であるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの推奨及び家庭常備薬リストの作成及び健康手帳、お薬手帳の普及啓発を行うとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医と連携して健康づくり施策や介護予防施策を推進します。

信頼できるかかりつけ医を持つことで、日常的な精神疾患・身体疾患への対応、健康管理を行うことができ、かつ早期段階での治療が可能となり、いつまでも健康に自分らしく生活を過ごすことが可能となります。

信頼できるかかりつけ歯科医を持ち日頃から口腔ケアを行い、いつまでも自分の歯でしっかりと食事をすることで健康を維持することができ、また、自分の歯でよく噛むことで脳を刺激し認知症予防にもなります。近年の日本人の死亡原因の第4位を占める肺炎の原因として誤嚥性肺炎が注目されており、その予防のためにも口腔内を日頃から清潔に保つことが重要となっています。

基本目標 4 : 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

【第 4 期の実施状況】

生活上の何らかの支援が必要な高齢者に対して、「生活支援型デイサービス」「在宅高齢者住宅改修助成事業」「生活支援型ホームヘルプ」「家庭ごみふれあい収集」「緊急通報システム」等により生活支援、見守り支援を行いました。

高齢者虐待への対応としましては、包括支援センターを中心に医療機関、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等と連携して迅速な対応を行うとともに、施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施しました。

緊急時の対応としましては、平成 22 年度よりかかりつけ医や服薬内容などの医療情報を記入したカード「救急情報カード」の普及について広報を通じて行い、町消防署と医師の協力でその情報を救急医療に活用しているところです。

また、平成 23 年度には地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう 65 歳以上単身高齢者リストを提供しました。

【第 5 期の目標】

生活上の何らかの支援が必要な高齢者等に対し、「生活支援型デイサービス」「在宅高齢者住宅改修助成事業」等を引き続き実施するとともに、「家庭ごみふれあい収集」「緊急通報システム」により見守り支援を行います。

高齢者虐待への対応としましては、今後とも地域の保健・医療・福祉の連携のもと地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターを中心に迅速な対応を図るとともに、施設での高齢者の権利擁護について研修を実施していきます。

災害対策としましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防署、警察、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内の居宅介護支援事業所等と災害時の対応方法について検討していきます。

「救急情報カード」については、今後も定期的に広報はやまに掲載し、周知していきます。

基本目標5：介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

【第4期の実施状況】

要支援・要介護の認定を受けている人が真に必要なサービスを受給できるよう、介護保険事業計画に基づき各種介護予防サービス、介護サービスの適正な運用を行い、その質と量の充実に努めました。

また、介護負担の軽減を図るため、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス等費の支給を行いました。

【第5期の目標】

要支援・要介の認定を受けている人の増加に対応するため、介護サービス供給量の確保とサービスの質の向上及び適正な給付管理に努めます。

介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、小規模多機能型居宅介護支援事業所の整備等、各種介護予防サービス、介護サービスの充実に努めるとともに、適正な給付管理に努め、また介護負担の軽減を図るための高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス等費の支給を行います。

「小規模多機能型居宅介護」とは、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供することで、利用者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

3 施策の体系

【基本理念】

ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山

【基本目標1】

人と人が支えあう地域をつくる

地域包括ケアの推進

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談支援事業・権利擁護事業
- ・包括的・継続的マネジメント事業

認知症ケアの推進

- ・認知症予防事業の実施
- ・地域における支援体制の整備
- ・専門的観点からの適切な評価による継続的なサービス提供
- ・認知症高齢者への支援
- ひとり暮らし高齢者等への支援体制

【基本目標2】

生きがいを持って日常生活を送る

生きがい対策の充実

- 就業の支援
- 社会参加の促進

【基本目標3】

日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

生活習慣の改善による健康維持

- ・一次予防事業
- ・二次予防事業

【基本目標4】

高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

高齢者福祉事業の推進

高齢者の安心を確保するための仕組みの構築

【基本目標5】

介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

予防給付サービスの推進

介護給付サービスの推進

地域密着型サービスの推進

その他サービスの推進

【第2部 各論】

第1章

人と人が支え合う地域づくり

1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは

本町では平成 18 年度から、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域に密着したサービスの提供を促進するため、「日常生活圏域」を設定し、基盤整備や支援体制を計画しています。

日常生活圏域は、グループホームなどの地域密着型サービスの基本単位であるとともに、町内に施設やサービス拠点等を配置するための基準となる単位です。

葉山町における圏域設定の方針

本町では全町を一体の日常生活圏域と設定します。

地域密着型サービスの施設整備については、全町を一つの圏域として、各地からの交通手段等を考慮しながら配置のバランスを考えて民間事業者の整備誘導を進めていきます。

また、全町一体の日常生活圏域に1箇所設置する地域包括支援センターに資源を集中し、高齢者の生活における問題全般についての相談窓口の機能や、ケアマネジャー(介護支援専門員)のネットワークの拠点としての機能強化に努めます。

	通所 リハビリテーション	通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設 有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
木古場	-	-	-	-	-	-	-	-
上山口	-	2	2	-	-	-	1	-
下山口	-	-	-	-	-	-	-	-
一色	2	2	1	1	2	-	1	1
堀内	-	1	-	-	2	-	-	-
長柄	-	-	-	-	-	2	-	-
合計	2	5	3	1	4	2	2	1

平成 23 年 8 月現在

特定施設(有料老人ホーム)は、すべて混合型の施設
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)施設数はユニット数

2 地域包括ケアの考え方

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続するためには、介護、介護予防、医療等のサービスを、個々の状態・状況に応じて連続的に提供することが必要となります。それを担うのが包括的支援事業です。

包括的支援事業には、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業の3つの事業があります。

地域包括支援センターは、上記事業を管理し、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした中核機関であり、地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者として把握された方及び要支援1、2の方は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。その後、事業の実施(サービスの提供)が行われ、その効果等を評価します。

介護予防・予防給付に関するケアマネジメント事業

サービスの提供はその期間を限定し、具体的な目標をたて心身の状況や生活機能が低下した原因に応じた総合的、効果的な支援計画を作成します。

そして一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

二次予防事業対象者から要支援1、2の方までの連続的で一貫したマネジメントを行います。

また、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」については、国の動向を注視し、必要に応じ柔軟に対応していきます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、介護保険法の改正により平成24年度から新設される事業で、市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。

(2) 総合相談支援事業・権利擁護事業

社会福祉士が中心となって、介護保険サービスにとどまらない様々な支援をするために、関係者間のネットワークを構築し、高齢者の心身の状態や家庭環境等の実態を把握して、サービスに関する初期相談対応や継続的・専門的相談支援、高齢者の権利擁護への対応を行う事業です。

地域におけるネットワーク構築

本町では、地域包括支援センターを中心に、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の連絡会を開催し、ケアマネジャー同士の交流や、民生委員・児童委員との交流を行うことにより、関係者のネットワークの構築を図っています。

また、社会福祉協議会では、日常生活圏域において町内会、自治会、民生委員・児童委員など広く地域福祉関係者が連携し、誰もが自分らしく安心して生活し続けられるよう地区社会福祉協議会などの小地域福祉活動推進組織や、ふれあいいきいきサロン等の設立・運営を支援するとともに、ニーズ把握、担い手の育成や参加の促進、関係者のネットワーク作りを進めています。

今後とも、社会福祉協議会や居宅サービス事業所と連携し、効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を早期に見出し、総合相談につなげ、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

実態把握

総合相談支援業務を適切に行うために、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。

総合相談

的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急かどうかを判断し、情報提供、関係機関の紹介等を行います。専門的又は緊急の場合には、訪問等をして詳細な情報収集を行い、課題を明確にし、支援計画を策定します。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、効果の有無を確認します。

権利擁護

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度利用支援、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の対応策をとります。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

主任ケアマネジャーが中心となって実施する、他職種協働や地域の関係機関・社会資源(ボランティア等)との連携によるケアマネジメントの支援を目的とした事業で、ケアマネジャーに対する相談・指導・助言等及び包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。

日常的個別指導・相談

地域のケアマネジャーに対し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。

また、必要に応じて、地域包括支援センターの他の職種や関係機関とも連携し、事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施します。

支援困難事例等への指導・助言

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

包括的・継続的なケア体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。

また、ケアマネジャーが地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成

ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなどケアマネジャーのネットワークを構築します。

3 認知症ケアの推進

(1) 認知症予防事業の実施

脳血管性の認知症については、高血圧や動脈硬化など生活習慣病を予防することが必要です。また、アルツハイマー型の認知症の予防については、運動・栄養・睡眠等の介入が、発症を抑制したり、軽度認知障害における機能改善の可能性があると示されています。地域支援事業により、閉じこもりを防止する、食生活の改善を図るなど、認知症予防への取組みを図ります。

(2) 地域における支援体制の整備

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、みんなで認知症の人とその家族を支えて、誰もがぐらしやすい地域をつくっていくための、「認知症サポーター100万人キャラバン」といわれる運動が、現在、全国的に展開されています。

この運動は、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成するため、まずサポーター養成講座の講師役(キャラバン・メイト)を養成し、キャラバン・メイトが自治体事務局等と協働した、「認知症サポーター養成講座」を開催するもので、全国で100万人を超える認知症サポーターが誕生しています。(平成21年5月現在)

本町でも、今後、全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携して、認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

(3) 専門的観点からの適切な評価による継続的なサービス提供

認知症高齢者へのケアを行うサービス提供体制の充実を図ることにより、専門性を持った継続的なサービス提供に努めます。

(4) 認知症高齢者への支援

1) 介護用品支給事業

【事業内容】

要介護4・5もしくは重度障害により排泄用具を利用できない方等に対し、隔月で紙おむつ等を配達します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数(人)	116	97	110

【取り組みの方向】

今後とも要介護4・5もしくは重度障害により排泄用具を利用できない方等に対し、隔月で紙おむつ等を配達していきます。

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数(人)	120	130	140

2) SOS システム連絡会

【事業内容】

認知症(徘徊)高齢者の家族の希望により、警察や各行政関連機関、交通機関などが連絡を取り合っており、徘徊高齢者を早期に発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
連絡会(回)	0	0	1

【取り組みの方向】

警察、包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連絡を取り合い、徘徊高齢者を早期発見し、ご家族のもとに帰れるよう徘徊高齢者SOSネットワークの充実に努めます。

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
連絡会(回)	1	1	1

3) 家族への支援【新規事業】

【事業内容】

認知症高齢者を介護する家族への支援として、包括支援センター、社会福祉協議会等と協働で家族介護者の集い、家庭介護教室を実施します。

【取り組みの方向】

「家族介護者の集い」「家庭介護教室」の年2回程度の開催を目指していきます。

4 ひとり暮らし高齢者等への支援体制

(1) 一人暮らしの高齢者への支援の強化

国政調査の結果では、近年「高齢単独世帯」の占める割合が大きく増加しています。本町では、民生委員、保健師を中心に、75歳以上の一人暮らしの高齢者(要支援・要介護認定者を除く)への訪問活動を行い、高齢者の健康状態の把握に努めています。

また一人暮らしの高齢者は普段自立した生活を送っていても、急な体調悪化の際に必要な援助が求められない場合があるため、緊急通報システムや、配食サービスにおける安否確認などのサービスの充実を図ります。

第2章

生きがいを持って生活できる仕組みづくり

1 生きがい対策の充実

1) 老人クラブの活動支援

【事業内容】

老人クラブの活動支援を行い、ボランティア活動、生きがいと健康づくりなどの活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者が地域で生きがいをもって暮らしていけるよう、老人クラブの活動支援を行います。

2) 老人クラブ補助金交付事業

【事業内容】

22 の単位クラブ及び老人クラブ連合会に対して、その運営をより充実させるため助成を行っています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
交付先団体数	22	22	22

【取り組みの方向】

今後とも、単位クラブ及び老人クラブ連合会に対し、その運営をより充実させるために助成を行っていきます。

【目標値】	平成 24 年度 (見 込み)	平成 25 年度 (見 込み)	平成 26 年度 (見 込み)
交付先団体数	22	22	22

3) ねんりんふれあいの集い事業(芸能大会)

【事業内容】

60 歳以上の高齢者を対象に高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っています。

【取り組みの方向】

今後も高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っていきます。

4)ねんりんふれあいの集い事業(いきいの日事業)

【事業内容】

福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、保健師あるいは看護師による健康・介護予防・疾病予防の受講や、相互の親睦を図るなど、介護予防と住民の交流を深める事業です。1回当たり70名程度の参加を見込み、毎月2回実施します。

【実績値】	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込み)
開催数	21	21	21

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の健康・介護予防・疾病予防及び相互の親睦を図るため、1回あたり70名程度の参加を見込んで毎月2回実施していきます。

【目標値】	平成24年度 (見込み)	平成25年度 (見込み)	平成26年度 (見込み)
開催数	23	23	23

5)ねんりんふれあいの集い事業(囲碁・将棋練習会)

【事業内容】

老人クラブ好友会が中心となり、福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))福祉文化会館に高齢者が集まり、相互の親睦を図るため囲碁・将棋練習会を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の相互交流・親睦を図るため、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))福祉文化会館で囲碁・将棋練習会を行っています。

6)ねんりんふれあいの集い事業(社交ダンス教室)

【事業内容】

高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にダンス教室を行っています。(年4回、発表会も行っています。)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ参加人数	2,929	2,902	2,900
延べ利用回数	51	50	52

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館でダンス教室を行っていきます。

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	2,900	2,900	2,900
延べ利用回数	50	50	50

7)ねんりんふれあいの集い事業(スポーツ(リズム体操)教室)

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ参加人数	615	487	500
延べ利用回数	24	22	24

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っていきます。

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	550	600	650
延べ利用回数	24	24	24

8) 高齢者くつろぎの場事業

【事業内容】

高齢者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の心身の健康の保持を目的に余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放します。

9) 趣味の作品展

【事業内容】

日頃の趣味活動から生まれた作品(手芸品、写真、絵画、書道等)を福祉文化会館に展示しています。(年1回、3日間開催)

【取り組みの方向】

今後とも、老人クラブの活動支援の一環として年1回、3日間、開催します。

10) 歩こう会

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回(春・秋)町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回(春・秋)町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齢者を対象に行っていきます。

2 就業の支援

1) 就労支援

【事業内容】

生きがい事業団では、高齢者が生きがいを持って生活することを目的に、おおむね60歳以上の人を対象に、家庭や事業所、公共団体などから有償で仕事をうけ、これを登録した会員に斡旋しており、高齢者に働く機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後とも、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労支援を行っていきます。

3 社会参加の促進

1) 高齢者の社会参加

【事業内容】

行政による公的サービスの充実と合わせて地域の福祉課題の解決に向け、民生委員・児童委員、町内会、自治会等との連携した取り組みが求められています。

多くの高齢者にこれまでの知識や経験を生かして防犯活動、交通安全活動、町内会・自治会活動など様々な取り組みにご尽力いただき、町ではそのための環境整備に努めてきました。

【取り組みの方向】

高齢者の方々は交通安全や防災、防犯、福祉などさまざまな分野で重要な役割を担っており、今後さらなる活動の活性化のために、高齢者がこれまでの豊富な知識や経験を生かしてご参加いただけるよう支援していきます。

第3章

日頃からの介護予防や健康づくり

1 生活習慣の改善による健康維持

(1) 一次予防事業

1) 高齢者生きがいと健康づくり推進事業

【事業内容】

高齢者の介護予防に関する知識や教養の習得、食の改善講座等を実施します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ参加人数	138	135	140

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	145	150	155

2) 生きがいミニデイサービス事業

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ参加人数	3,526	3,797	3,900

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	4,000	4,100	4,200

3) お口の健康と栄養改善教室【新規事業】

【事業内容】

年齢を重ねても自分の歯で食事をすることで健康を維持し続けるために、歯科医、歯科衛生士、管理栄養士による口腔機能向上及び低栄養予防の食事についての教室を開催いたします。

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	15	15	15

(2) 二次予防事業

1) 二次予防事業対象者把握事業

【事業内容】

高齢者を対象に調査(チェックリスト)を行い、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者(二次予防事業対象者)を把握し、二次予防事業の対象者が要介護状態等になることを予防します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
把握数	89	76	90

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
把握数	95	100	105

2) 高齢者機能訓練教室(高齢者元気はつらつ教室)

【事業内容】

運動機能の低下が見られる高齢者に対しての運動機能評価、運動の集団指導を行い、高齢者の運動器の機能向上を目的とした事業です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	97	256	300

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数	300	300	300

3)筋力アップ教室(筋力向上教室)

【事業内容】

歩行等の基本動作に必要な筋力を向上させるため、トレーニングマシン等を用いた筋力向上の事業です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	17	15	20

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数	20	20	20

4)口腔機能向上教室及び高齢者栄養改善教室

【事業内容】

嚥下機能の低下は誤嚥性肺炎を招く恐れがあるため、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士等による口腔機能向上教室及び、嚥下機能の低下に対応した調理、低栄養予防の食事についての教室を開催します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	7	7	7

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数	15	20	20

5)認知症介護予防教室

【事業内容】

認知症のおそれのある高齢者に対し、認知症の知識と予防法を習得する教室です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	47	50	50

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数	50	50	50

6) 訪問型介護予防事業

【事業内容】

地域包括支援センターと連携し、二次予防事業対象者のうち閉じこもり、認知症等のある高齢者宅に訪問し、日常の介護等の相談を受けます。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	20	20	20

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用者数	20	20	20

第4章

住み慣れた地域で 安心して暮らしていける体制づくり

1 高齢者福祉事業の推進

(1) 在宅生活の支援

1) 生活支援型デイサービス

【事業内容】

介護保険には該当しないが、生活支援が必要と認められる概ね 65 歳以上の高齢者に対し、日中施設で機能低下の防止訓練、入浴や食事のサービスを提供しています。(週 1 回まで)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ利用回数	205	87	100

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用回数	100	100	100

2) 無料入浴サービス事業

【事業内容】

ひとり暮らしのため不安がある、設備的にも危険がともなうなどの理由で入浴が思い通りにできない方々を主に、福祉文化会館で、看護師が入浴前後の身体チェックを行い、入浴してもらうことで、安全で衛生的な生活の一助とし、介護を予防する事業として行っています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
実施回数	88	50	90

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
実施回数	90	90	90

3) 在宅高齢者住宅改修助成事業

【事業内容】

介護保険制度や障害者施策に該当しない 65 歳以上の町内在住の高齢者に対し、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が送れるよう必要な住宅改修に要する費用の一部(工事費の2分の1を上限 10 万円まで)を助成しています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用件数	12	1	5

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用件数	10	10	10

(2) 見守り支援

1) 個別ごみ収集(「家庭ごみふれあい収集」事業)

【事業内容】

身体機能の低下によってごみ出しができない、かつ身近な人などの協力が得られない高齢者に対し、クリーンセンターの職員が家まで戸別収集に行き、安否確認をしています。(週1回)

2) 緊急通報システム

【事業内容】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、健康上の理由等で常時外部との連絡体制が必要な方に対し、緊急通報用の電話機とペンダントを貸与しています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用件数	72	73	75

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用件数	80	85	90

(3) 福祉施設の整備

1) 養護老人ホームへの措置

【事業内容】

原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町の措置決定があれば入所できます。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
措置人数	2	2	3

【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
措置人数	4	5	6

2 高齢者の安心を確保するための仕組みの構築

(1) 要介護高齢者の把握

要介護者等の実態を、毎月の介護認定審査会とあわせて、健診等の高齢者向け事業や、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医師、民生委員、介護サービス事業者等の関係機関の連携により把握していきます。

要介護状態に陥るおそれのある二次予防事業対象者についても、地域支援事業で要介護者同様、地域包括支援センターを中心に、関係事業や関係機関と連携しながら実態把握を目指します。

介護給付対象サービス及び地域支援事業の供給事業者については、ケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換や近隣の自治体との連携を取ることで、各サービスの供給量の把握を行います。

(2) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

地域包括支援センター、民生委員、児童委員、社会福祉協議会などによる活動等、各種活動のネットワークづくりを強化し、要介護者に対する日常的な見守り活動や、助け合い関係づくりを推進していきます。

(3) 介護給付等費用適正化事業

地域の中で、認知症高齢者の安全を見守り、介護をする家族の安心と負担を支える事業を推進するとともに、介護給付の適正化につながる各種事業を実施します。

1) 介護給付費適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のための情報提供、連絡協議会の開催などの適切なサービス提供のための環境整備、介護給付費の適正化を行います。

2) 介護給付適正化

介護給付適正化には、サービスの適正化(提供されるサービスの必要性・効果の確認、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求の是正等)及び保険財政の適正化(計画の見込みを大きく上回って給付されていることの是正等)があります。

介護保険の財政状況の分析や介護給付の動向等の的確な把握をし、給付適正化に取り組みます。

3) 国民健康保険団体連合会との連携

神奈川県国民健康保険団体連合会において、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるよう、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供する体制が整備されます。このシステムを活用して、給付の適正化に取り組みます。

(4) 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄などさまざまです。

平成 18 年 4 月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では平成 23 年度に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認したところです。

今後とも虐待の通報や届出窓口を住民に周知し、虐待の防止と要援護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、擁護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としましては、平成23年度に特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設の協力のもと研修会を実施していきます。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び普及・啓発を行っていきます。

(5) 災害時における対策

東日本大震災等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもとに、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を、施設に一時避難させるため、町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設と、平成 20 年に協定を締結するとともに、高齢者を、これらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しています。

また、平成 23 年度には地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう 65 歳以上単身高齢者リストを提供しているところです。

今後は、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防署、警察、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応等について検討していきます。

第5章

高齢者の尊厳が守られる 適切な介護の体制づくり

予防給付サービス、介護給付サービスの今後の見込量については、現時点での推計値であり、今後変更する場合があります。

1 予防給付サービスの推進

(1) 介護予防サービス

1) 介護予防訪問介護

【事業内容】

居宅において介護を受ける要支援者を対象に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	910 件	922 件	942 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	972 件	996 件	1,020 件

2) 介護予防訪問看護

【事業内容】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	86 件	94 件	100 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	110 件	120 件	130 件

3) 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	318 件	271 件	260 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	252 件	252 件	252 件

4) 介護予防通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを
受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	730 件	539 件	700 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	720 件	720 件	720 件

5) 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のため、リハビリテーションを受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	549 件	573 件	600 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	636 件	660 件	684 件

6) 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	41 件	21 件	30 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	36 件	36 件	36 件

7) 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	2 件	0 件	2 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	2 件	2 件	2 件

8) 介護予防特定施設入所者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	229 件	169 件	175 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	176 件	185 件	188 件

9) 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	445 件	555 件	600 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	610 件	630 件	660 件

(2) その他サービス

1) 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定を受けた方が、介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,940 件	1,924 件	2,000 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	2,220 件	2,244 件	2,268 件

2 介護給付サービスの推進

(1) 居宅サービス

1) 訪問介護

【事業内容】

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄などの身体の介護や買物、洗濯、掃除、炊事などの生活の援助を行うサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	2,928 件	2,793 件	2,900 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	2,976 件	3,036 件	3,096 件

2) 訪問入浴介護

【事業内容】

家庭で入浴することが困難な寝たきりの方などに対して、入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽を使って、居室で入浴できるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	490 件	403 件	450 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	468 件	480 件	492 件

3) 訪問看護

【事業内容】

自宅で療養している方に対して看護師等が訪問し、必要な看護を提供するとともに、家族に対して看護方法等の指導を行うサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,043 件	965 件	1,000 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,009 件	1,032 件	1,044 件

4) 訪問リハビリテーション

【事業内容】

理学療法士(PT)や作業療法士(OT)が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	30 件	59 件	65 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	70 件	70 件	70 件

5) 居宅療養管理指導

【事業内容】

自宅で療養している方に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養する上での指導やアドバイスをを行うサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	2,052 件	2,528 件	2,750 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	2,940 件	3,048 件	3,156 件

6) 通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	2,795 件	3,038 件	3,300 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	3,656 件	3,800 件	4,000 件

7)通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のため、リハビリテーションを受けるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,732 件	1,765 件	1,780 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,800 件	1,992 件	2,040 件

8)短期入所生活介護

【事業内容】

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所し、食事や着替え、入浴など日常生活の介護を受けるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,238 件	1,207 件	1,300 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,356 件	1,476 件	1,608 件

9)短期入所療養介護

【事業内容】

保健・医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士から、医学的管理のもと、リハビリなどを受けるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	129 件	148 件	155 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	168 件	204 件	240 件

10)特定施設入所者生活介護

【事業内容】

特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している方が、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の介護やリハビリなどを介護保険で利用できるサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	722 件	887 件	950 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,082 件	1,164 件	1,248 件

11) 福祉用具貸与

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)を貸与し、高齢者の生活の自立を支援します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	2,873 件	3,228 件	3,400 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	3,500 件	3,600 件	3,700 件

12) 特定福祉用具販売

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。(対象品目が定められています)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	74 件	99 件	110 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	128 件	144 件	156 件

(2) 施設サービス

1) 特別養護老人ホーム

【事業内容】

自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行う施設です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,728 件	1,708 件	1,750 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,800 件	1,812 件	1,824 件

2) 介護老人保健施設

【事業内容】

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリテーション、日常生活の介護を行う施設です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	1,417 件	1,392 件	1,400 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1,416 件	1,428 件	1,440 件

3) 介護療養型医療施設

【事業内容】

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	104 件	90 件	80 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	72 件	72 件	72 件

(3) その他サービス

1) 住宅改修

【事業内容】

自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	72 件	74 件	80 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	96 件	108 件	120 件

2) 居宅介護支援

【事業内容】

介護支援専門員が、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	5,655 件	5,792 件	6,000 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	6,300 件	6,600 件	6,900 件

3 地域密着型サービスの推進

1) 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

主にひとり暮らしの高齢者や高齢のみの世帯、中重度の要介護者を対象に、夜間に定期的な巡回または通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行います。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	0 件	0 件	1 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	1 件	2 件	2 件

2) 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の通所介護です。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	12 件	5 件	80 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	95 件	105 件	109 件

3) 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能の方が、日常生活の介護を受けながら9人程度の少人数で共同生活するサービスです。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
年間延べ件数	295 件	291 件	320 件

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	363 件	375 件	372 件

4) 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

【年間サービス見込量】

【目標値】	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ件数	18 件	240 件	260 件

4 その他サービスの推進

1) 高額介護サービス費

【事業内容】

介護保険サービスの1割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

(円)

【実績値】	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込み)
給付費	32,484,155	34,618,271	35,011,000

【年間サービス見込量】

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、給付費推計は空欄としています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値(給付費)			

2) 高額医療・高額介護合算費

【事業内容】

介護保険サービスの1割負担額と医療費の一部負担金等の合計額が高額となった場合、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額分について払い戻しを行うものです。

(円)

【実績値】	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込み)
給付費		7,468,049	7,000,000

【年間サービス見込量】

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、給付費推計は空欄としています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値(給付費)			

3) 特定入所者介護サービス等費

【事業内容】

介護保険施設(短期入所も含む)に入所している低所得者層の人に対して、居住費(滞在費)、食費に一定の自己

負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

(円)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
給付費	69,941,373	72,866,108	73,200,000

【年間サービス見込量】

現在、平成 24 年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、給付費推計は空欄としています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標値(給付費)			

【第3部 介護保険事業の適正な運用について】

第1章

介護保険サービス事業の見込

1 被保険者数等の今後の見込み

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、数値は空欄としています。

2 介護サービスの利用見込量の推計

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、数値は空欄としています。

3 介護保険事業にかかる総費用の見込み

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、数値は空欄としています。

第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料段階の設定

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、数値は空欄としています。

2 保険料の設定

現在、平成24年度介護報酬改定について、国の社会福祉保障審議会介護給付費分科会で審議中であるため、数値は空欄としています。

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取組みが進められています。身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 施設の個室・ユニット化の推進

今回廃止された国の参酌標準では、平成 26 年度に介護保険3施設の個室・ユニット化の割合を 50%以上、特別養護老人ホームの個室・ユニット化を 70%以上とし、介護保険3施設の個室・ユニット化の推進を目指すものでした。町内の介護保険3施設全体の個室・ユニット化は現在 50%で、すでに国の参酌標準 50%以上は達成していますが、今後の施設の新規・増設については個室・ユニット化をさらに推進していきます。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会(あんしんセンター)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容を迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受けつけ、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 適切な契約締結への取組み

近年、悪質な詐欺や商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

葉山町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後は、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携をさらに強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

<平成26年度までの施設整備計画>

区分		第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉施設 介護老人	定員数(人)	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数(人)	136	141	142	141	138	138	143	148	151
健施設 介護老人保	定員数(人)	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数(人)	107	115	106	117	111	111	115	119	122
療施設 介護療養病医	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	11	12	11	9	8	7	7	6	6
同生活介護 認知症対応型共	定員数(人)	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数(人)	28	26	28	25	25	25	26	27	27
特定施設 介護専用型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人)	282	294	287	292	282	281	291	300	306
	要介護2以上比	48.5%	45.8%	44.1%	42.9%	40.8%	40.7%	40.6%	40.5%	40.4%
特定施設 介護専用型以外の	定員数(人)	261	261	261	261	261	261	291	291	291
	利用者数(人)	57	65	77	82	93	93	96	99	102

平成18年度から平成22年度までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、平成23年度以降は推計値です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護度が重度になるにつれ利用者数も増加するという本町の介護老人福祉施設の特徴はありませんが、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護4、5より要介護1から3までの者の増加率のほうが高いということ（要介護1の方が最も多い）、また、横須賀・三浦圏域間では利用率が最も低いことから、第5期においては、施設整備をせず、在宅サービスの充実を進めることで入所待機者の増加を防いでいくとともに、今後は町内介護老人福祉施設に町民の方を優先して受け入れていただけるよう要請するなど、町内介護老人福祉施設を町民が利用しやすい環境づくりに努めていきます。

介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

給付費では要介護3の方の割合が高く、また要介護4の方の給付費が年々増加していますが、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護1の方の人数及び伸び率がもっとも高く、逆に要介護4の認定者数が減少（ほぼ横ばい）であることから第5期においては施設整備を見送ることとします。

しかしながら、利用率が横須賀・三浦圏域において最も高いものの、町内施設での利用者が少ないことから他市町村の介護老人保健施設を利用している町民の方が多いと考えられますので、今後の要介護認定者数の推移を把握し、また町民の要望や施設待機者数を第5期計画期間中に調査し、

第6期事業計画において100床程度の整備を計上するよう検討するとともに、今後は町内介護老人保健施設に町民の方を優先して受け入れていただけるよう要請するなど、町内介護老人保健施設を町民が利用しやすい環境づくりに努めていきます。

介護療養型医療施設の整備方針

平成29年度に廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

（6）居住系サービスの整備方針について

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

要介護1、2の方の給付費が年々減少し、要介護3及び5の方の給付費が増加している現況に対し、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護1の方の人数及び伸び率がもっとも高く、逆に要介護4の認定者数が減少（ほぼ横ばい）であること、また認知症対応型共同生活介護事業所への待機者が多くない現状から、第5期計画期間中は整備を見送り、その間、町民の要望や待機状況を把握し、第6期計画において施設整備をするかどうか検討していきます。

介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型特定施設については、第3期介護保険事業計画では、平成26年度までの整備計画はありませんでした。今回、計画を見直すにあたっては、町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、計画の修正は行いません。

介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、平成 18 年度に開設する 111 床の施設をもって、施設整備を一旦終了し、平成 26 年度までは、新たな施設を整備しないこととしていました。この施設整備は、計画よりも遅れたものの、平成 19 年度に整備済みです。

今回、計画を見直すにあたり、現在の状況を見ると、施設定員 = 261 人は高齢者数 = 9,010 人(平成 23 年)に対して 2.90%となっており、また町民の入居率が低いものの、今後要介護1、2の高齢者の増加が見込まれることから 30 床の増床を計上することとします。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用のむやみな増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

また、平成18年4月の制度改正の「保険者機能の強化」により、地域密着型サービスの指定権限と事業者に対する指導権限や、すべてのサービスに対する事業所への立ち入り権限も市町村に付与されています。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

平成18年4月に施行された介護保険法の改正により、介護サービス情報公表制度がスタートしました。この制度は介護サービス利用者が事業所を選択する際、事業所の情報を的確に入手し、比較検討するために設けられた制度で、都道府県が実施主体となっています。神奈川県では、神奈川県介護サービス情報公表センターで実施していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上でさまざまな低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、それらの制度内容の周知に努めます。

(1) 保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

(2) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設(短期入所を含む)に入所している低所得者の人に対して、居住費(滞在費)、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

(3) 社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

(4) 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入にともない措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

(5) 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

(6) 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの 1 割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

(7) 高額医療・高額介護合算費の支給

医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻されていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。

(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。